

第12回 「時効にかけない債権管理術」

2014年9月25日

弁護士 田中 伸

第1 時効について

1 「時効」という言葉のイメージ

一般に、長期間が経過して、効力や拘束力がなくなること（広辞苑より）。

→ 自分に不都合な事項について、長期間が経過したことを理由に、なかったことにしようとするイメージか（「〇〇の件はもう時効だ」など）。

2 時効とは

一定の事実状態が長期間継続する場合に、それが真実の権利関係と一致するか否かを問わず、そのまま権利関係として認めようとする制度。

3 時効の種類

(1) 取得時効

権利者としての事実状態が継続していることを根拠に、真実の権利者とみなすもの。

(2) 消滅時効

権利不行使の事実状態を根拠として、権利の消滅を認めるもの。

4 時効の存在理由

(1) 法律関係の安定

長期間にわたって継続した事実関係を法律上も尊重することによって、法律関係全体の安定を図る必要がある（「静かなものを動かすな」）。

(2) 「権利の上に眠っている者」は、法律上の保護を受けるに値しない。

(3) 証明困難の救済

長期間の経過によって、権利関係を証明する資料が散逸し、立証が困難となりがち。時効によって救済する必要がある。

第2 消滅時効について

1 消滅時効の要件

(1) 権利不行使という事実状態が、一定期間継続していること

① 時効期間の起算点（民法 166 条 1 項）

権利を行使することができる時から時効は進行する。

※ 返済期限の定めがある債権

※ 返済期限の定めがない債権

② 時効期間の満了

⇔ 時効の中断

⇔ 時効の停止

(2) 消滅時効の援用（民法 145 条）

消滅時効によって利益を得る者が、時効が完成したことを援用（主張）しなければならない。

→ 時効期間の満了により、自動的に消滅するのではない。

⇔ 時効利益の放棄

⇔ 時効援用権の喪失

2 消滅時効の対象となる権利（民法 167 条）

(1) 債権

特定の人に対して、一定の給付を請求しうる権利（貸金請求権、売掛金請求権、損害賠償請求権、寄託物の返還請求権など）

(2) 所有権以外の財産権（地上権など）

→ 所有権は消滅時効にかからない。但し、取得時効が完成した結果、所有

権を失うことはある。

第3 時効期間

1 原則（民法 167 条）

- (1) 債権は 10 年（同条 1 項）
- (2) 所有権以外の財産権は 20 年（同条 2 項）

2 例外

(1) 商事債権

5 年（商法 522 条）

→ 商取引は迅速に処理し、早期に安定させる必要があるため。

(2) 短期消滅時効（民法 169 条～174 条など）（別紙 1 参照）

→ 日常の取引から生じる債権で、短期間で決済する取引慣行があり、取引に関して書面を作成しないことが多く、証明が困難となりやすいため。

(3) 確定判決等により確定した権利（民法 174 条の 2 第 1 項）

10 年より短い時効期間の定めがある権利であっても、10 年

※ 判決確定時までに弁済期が到来していない債権は除く（同条 2 項）。

※ 公正証書にて定めた権利は対象外。

(4) 債務不履行による損害賠償請求権

10 年（民法 167 条 1 項）

但し、商事契約に基づく債務不履行の場合は、5 年（商法 522 条）

(5) 不法行為による損害賠償請求権

損害及び加害者を知った時から、3 年（民法 724 条）

第4 時効の中断

1 時効の中断とは

時効の進行中に、「一定の事実状態の継続」という時効の前提を覆すような

事情が発生したことを理由として、それまでの時効期間の進行を無意味に（リセット）すること。

2 中断事由（民法 147 条～156 条）

(1) 請求（民法 147 条 1 号）

① 裁判上の請求（民法 149 条）

→ 訴えを提起しても、却下または取り下げの場合は、中断の効力は生じない。

② 支払督促（民法 150 条）

→ 期間内に仮執行宣言の申し立てをせず、その効力を失うときは、中断の効力は生じない。

③ 和解・調停の申し立て（民法 151 条）

→ 申し立てても、相手方が出頭せず、又は和解・調停が調わないときは、1 か月以内に訴えを提起しなければ、中断の効力は生じない。

④ 破産手続、再生手続、更生手続参加（民法 152 条）

→ 債権届出を取り下げ、または、届出が却下されたときは、中断の効力は生じない。

⑤ 催告（＝裁判外の請求）（民法 153 条）

→ 催告後 6 か月以内に、前記①～④の請求や下記(2)の手続をしなければ、中断の効力は生じない。

※ 裁判外での請求を続けていても、それだけでは中断の効力は生じないことに注意！

(2) 差押え、仮差押え、仮処分（民法 147 条 2 号、154 条）

→ 差押え等が取り消されたときは、中断の効力は生じない。

(3) 承認（民法 147 条 3 号）

時効の利益を受ける者が、時効によって権利を失うべき者に対して、その権利の存在を認めるような行為をすること。

(具体例)

債務残高の承認，債務の一部弁済，利息の支払い，担保の提供，支払猶予の懇願など。

3 中断後の時効の進行（民法 157 条）

中断した時効は，その中断の事由が終了した時から，新たにその進行を始める。裁判上の請求によって中断した時効は，裁判が確定した時から，新たにその進行を始める。

第5 時効の停止

1 時効の停止とは

時効完成の直前に，権利者が時効の中断をすることが困難な事情が発生したときに，権利者を保護するため，時効の完成を猶予する制度。

2 停止事由（民法 158 条～161 条）

(1) 未成年者又は成年被後見人が権利者の場合（民法 158 条）

時効期間満了の6か月以内の時期に，それらの者に法定代理人がないときは，それらの者が行為能力者になるか，法定代理人が就職した時から6か月を経過するまでの間は，時効は完成しない。

(2) 夫婦間の権利（民法 159 条）

婚姻解消の時から6か月を経過するまでの間は，時効は完成しない。

(3) 相続財産に関する権利（民法 160 条）

相続人の確定，相続財産管理人の選任又は破産手続開始決定の時から6か月を経過するまでの間は，時効は完成しない。

(4) 天災等の場合（民法 161 条）

時効期間満了時に，天災その他避けることのできない事変のために，時効中断ができないときは，その障害が完成した時から2週間を経過するまでの間は，時効は完成しない。

第6 時効利益の放棄と時効援用権の喪失

1 時効利益の放棄（民法146条）

時効の利益は、あらかじめ放棄することはできない。

⇔ 時効完成後に、時効を援用せず、その利益を放棄することは可能。

なお、放棄するに当たり、時効完成を知っていることを要するというのが判例の考え方。

2 時効援用権の喪失

時効完成後に、そのことを知らずに債務の承認に当たる行為をしたとしても、消滅時効を援用することは許されない（最高裁昭和41年4月20日判決）。

第7 時効にかけない債権管理術

別紙2参照

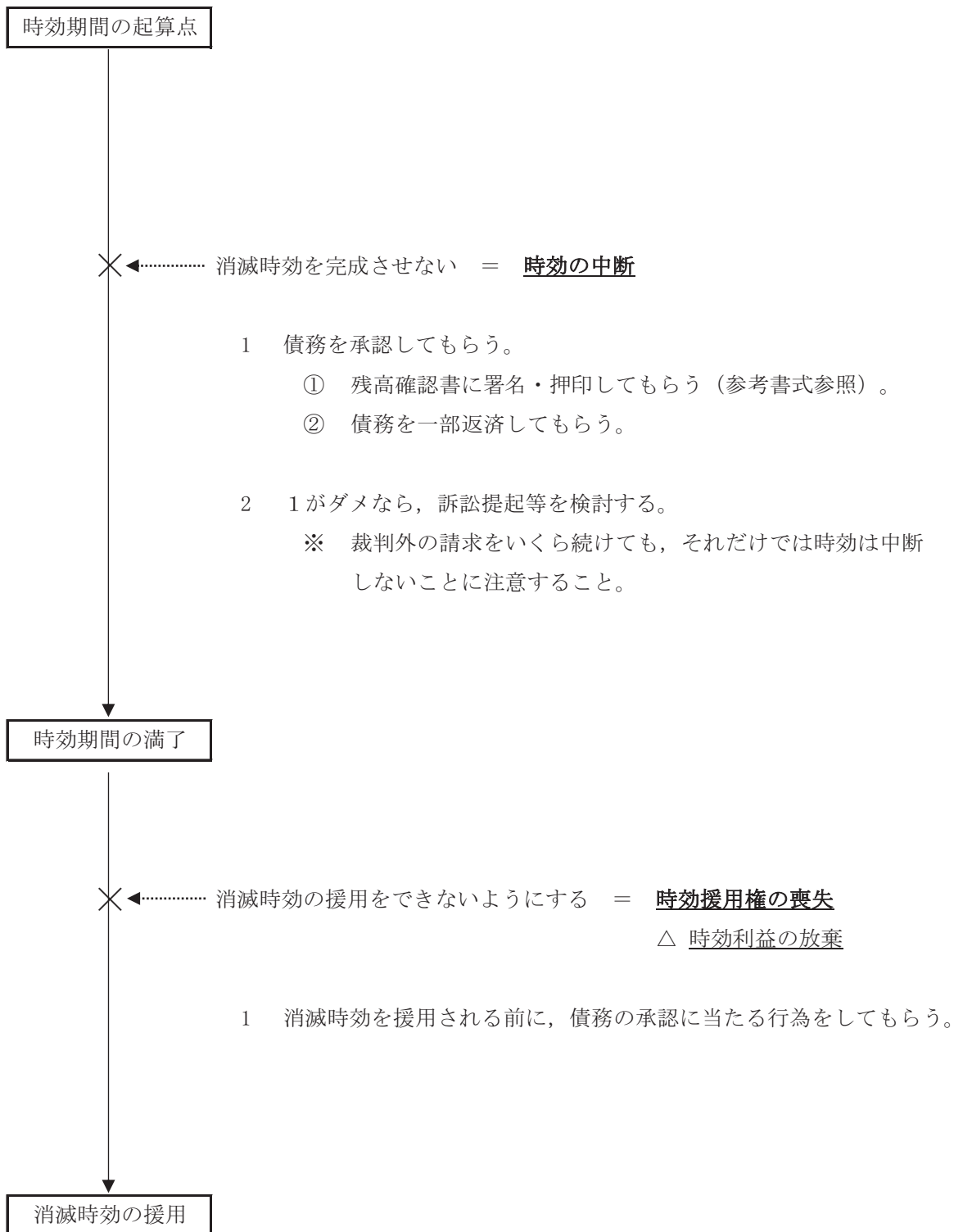
【資料】

- 1 三省堂・模範六法2014（一部抜粋） 1部

| 条文 | | 債権の内容 | 時効期間 |
|--------|----|--|------|
| 民法169条 | | 定期給付債権（年又は年より短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権） | 5年 |
| | | → 賃料，マンション管理費など （一定の期間が経過するごとに発生する債権） | |
| | | ⇔ 従業員の給与 | |
| 民法170条 | 1号 | 医師，助産師又は薬剤師の診療，助産又は調剤に関する債権 → 病院・医療法人（公立病院を含む）の債権にも適用がある。 | 3年 |
| | 2号 | 工事の設計，施工又は監理を業とする者の工事に関する債権 → 土木建築を業とする法人の債権にも，適用があると考えられている。 | |
| 民法172条 | 1項 | 弁護士，弁護士法人又は公証人の職務に関する債権 → 司法書士，税理士などの他士業への適用については消極的か？ | 2年 |
| 民法173条 | 1号 | 生産者，卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権 → 生産者とは，天然力・人力・機械力のいずれを問わず，一般に物を産出する者。 近代的工業設備によって物を産出する者にも適用がある。 → 商人の商品売却代金は本号により2年の消滅時効にかかる。 | 2年 |
| | 2号 | 自己の技能を用い，注文を受けて，物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権 → 建具屋，靴屋，家具製造人，理髪師，クリーニング屋など。 機械設備を備え，帳簿も明確な近代的企業の活動を行う場合は， ⇔ 本号に該当しない（自動車修理工場，最高裁昭和40年7月15日判決）。 | |
| | 3号 | 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育，衣食又は寄宿の代価について有する債権 | |
| 民法174条 | 1号 | 月又は月より短い時期によって定めた使用人の給料に関する債権 ⇔ 労働基準法の適用を受ける労働者の給料は，2年の消滅時効にかかる。 | 1年 |
| | 2号 | 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権 → 大工，左官，俳優，プロスポーツ選手など。 | |
| | 3号 | 運送賃に係る債権 | |
| | 4号 | 旅館，料理店，飲食店，貸席又は娯楽場の宿泊料，飲食料，席料，入場料，消費物の代価又は立替金に係る債権 | |
| | 5号 | 動産の損料にかかる債権 → 日常頻繁に生ずる動産の短期の賃貸借による賃料 貸衣装，貸本，貸しポート，自動車・自転車のレンタル | |

民法改正の議論において、「短期消滅時効制度を廃止して，できる限り時効期間の統一化ないし単純化を図るべきである」という考え方が提示されており，今後大きく変わる可能性がある。

【消滅時効にかけない債権管理術】



(参考書式)

残高確認のお願い

平成26年10月1日

〇〇〇〇株式会社 御 中

〒〇〇〇-〇〇〇〇

広島市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

□□□□株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

拝啓 貴社におかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
さて、弊社は、財務諸表について、内部調査を実施しております。
つきましては、弊社の貴社に対する売掛金残高を確認させていただきたく存じます
ので、ご多忙のところ恐れ入りますが、平成26年10月〇日までに、同封の残高確
認書に必要事項をご記入いただき、同封の返信用封筒にて弊社宛ご返送くださいます
ようお願い申し上げます。

敬具

(参考書式)

【残高確認書】

平成26年9月30日現在の弊社(□□□□株式会社)帳簿上の貴社(○○○○株式会社)に対する売掛金残高は下記の通りです。

記

【弊社帳簿上の売掛金残高】(平成26年9月30日現在)

| | |
|----------------------------|------------|
| ① 平成26年7月納品分(支払期限:同年8月末日) | 30,000円 |
| ② 平成26年8月納品分(支払期限:同年9月末日) | 50,000円 |
| ③ 平成26年9月納品分(支払期限:同年10月末日) | 80,000円 |
| | <hr/> |
| | 合計160,000円 |

(貴社回答欄)

平成26年9月30日現在の残高について、下記の通り確認いたしました。

- 上記の金額に相違ありません。
- 金額に相違があります。(残高合計: _____ 円)
(備考)

平成 年 月 日

貴社所在地

貴社名

代表者名

印

民法 総則 時効 消滅時効

(所有権以外の財産権の取得時効)
第一六三条 所有権にかつ公然と行使する者は、前条の区別に

- 1 債権者が、債権の時効取得できる。(最判昭44・7・8民集二二八)
2 土地の継続的有益な利用という形質が現れ、かつ、それが

第六四条 第六六二条の規定による時効は、占有者が任意
にその占有を中止し、又は他人によつてその占有を奪われた

- 3 債権者として行使する権利を行使したとき、その時効は中
断する。(最判昭44・7・8民集二二八)
3 債権者が、債権の時効取得できる。(最判昭44・7・8民集二二八)

民法 総則 時効 消滅時効

- 16 債務の履行を請求する時、債権者が債権の時効取得する
(最判昭55・5・30民集三三四一三)
17 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)
18 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)

- 26 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)
27 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)
28 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)

- 24 オリンパス光学工業事件 特許法三五条三項の規定による相当
の対価を支払ふに受ける権利の時効は、使用者等があら

債権者は債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)
債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)

(占有の中止等による取得時効の中断)

- 1 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)
2 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)
3 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)

- 4 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)
5 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)
6 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)

- 7 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)
8 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)
9 債権者が債権の時効取得する(最判昭55・5・30民集三三四一三)

